2025. 11. 10

第3回 副首都化を後押しする仕組みづくりに関する意見交換会

資料3

# 首都・首都機能の現行法制度における規定について

# 副首都推進局

# 目次

1. 首都の法的位置付け 2	3. 管轄地域・特別権限の地域的配分 24
1-1. 国内法令における「首都」の定義 2	3-1. 立法24
1-2. 諸外国との比較	3-2. 行政 25
(主要国における首都の憲法・法律上の規定) 5	3-3. 司法 27
(首都以外での三権や行政府の分散事例) 8	4. 災害時の危機管理体制 29
(連邦制国家における首都中枢機能の分散事例) 9	4-1. 危機管理機能として法令に基づき
2. 首都中枢機関の所在地規定 10	設置することとされているもの 29
2-1. 立法10	5. 省庁等業務継続計画における機能別の優先順位 32
2-2. 行政	5-1. リアルタイム対応必須機能 (24時間以内) 32
(国家行政機関) 11	5-2. 短期継続必要機能(72時間以内) 33
(独立行政法人) 15	
(特殊法人等) 20	
2-3. 司法 23	

### 1-1. 国内法令における「首都」の定義

- □ 「首都」を直接定義する法律は、我が国には存在しない。なお、1950年から1956年に存在した首都建設法では、「東京都を…首都として…建設することを目的とする」と規定していた。
- □ 「首都圏」として東京を定義するなど、首都が東京であることが類推できる法令が存在する。

#### ■ 首都が東京・東京圏に所在することが類推可能な法令

用語	法律名	規定の内容				
	首都圏整備法	第2条 この法律で <u>「首都圏」とは、東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域</u> をいう。 (政令で定めるその周辺地域:埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域)				
首都圏	国土形成計画法	第9条 国土交通大臣は、次に掲げる区域(以下「広域地方計画区域」という。)について、それぞれ国土形成 計画を定めるものとする。 一 <u>首都圏(埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域</u> をいう。) (政令で定める県の区域:茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び山梨県)				
	大深度地下の 公共的使用に 関する特別措 置法施行令	第3条 法第3条の政令で定める地域は、別表第一のとおりとする。 (別表第一) 首都圏の対象地域:その区域の全部又は一部が <u>首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第2条第3項に</u> 規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯の区域内にある市(特別区を含む。)及び町村の 区域 (東京都の一部、神奈川県の一部、千葉県の一部、埼玉県の一部、茨城県の一部)				
その他	首都直下地震 対策特別措置 法	第2条 この法律において <u>「首都直下地震」</u> とは、 <u>東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域並びに</u> <u>茨城県の区域のうち政令で定める区域をいう。次項において同じ。)及びその周辺の地域における地殻の境界</u> <u>又はその内部を震源とする大規模な地震</u> をいう。 (政令で定める茨城県の区域:土浦市ほか11市5町1村)				

# 1-1. 国内法令における「首都」の定義

### ■ 首都が東京・東京圏に所在することが類推可能な法令(つづき)

用語	法律名	規定の内容				
その他	高速道路株式 会社法	第5条 六 前各号の事業に附帯する事業 2 会社が前項第一号から第三号までの事業を営む高速道路は、次の各号に掲げる会社の区分に応じて当該各号 に定めるものとする。 二 <u>首都高速道路</u> 株式会社 東京都の区の存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国 土交通大臣が指定するもの				
	警察法施行令	第3条 4 <u>都警察</u> の警察官の超過勤務手当(前項に規定するものを除く。)については、 <u>首都における警察の任務の遂</u> <u>行に関する特殊事情を参酌し</u> 、第一項の規定にかかわらず、国は、都に対し、所要額の一部を補助するものと する。				

#### (参考:首都建設法の規定の内容)

法律名	規定の内容
首都建設法(1956年廃 止)	(目的) 第1条 この法律は、 <u>東京都を新しく我が平和国家の首都</u> として十分にその政治、経済、文化等についての機能 を発揮し得るよう計画し、建設することを目的とする。

# 1-1. 国内法令における「首都」の定義

■ 中枢的な機能が集中している地域として東京(東京圏)を示しているもの

法律名	規定の内容
多極分散型国土形成促進法	(業務核都市基本方針) 第22条 国土交通大臣は、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正し、これらの機能の東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び茨城県の区域のうち、東京都区部及び これと社会的経済的に一体である政令で定める広域をいう。以下同じ。)における適正な配置を図るため、 東京圏における東京都区部以外の地域においてその周辺の相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市の区域(以下「業務核都市」という。)について、事務所、営業所等の業務施設(以下「業務施設」という。)を集積させることによるその整備に関する基本方針(以下「業務核都市基本方針」という。)を定めなければならない。 (政令で定める広域:首都圏整備法による既成市街地、近郊整備地帯、都市開発区域の一部(東京都の一部、神奈川県の一部、埼玉県の一部、千葉県の一部、茨城県の一部))
国会等の移転に関する法律	第1条 国は、国会並びにその活動に関連する行政に関する機能及び司法に関する機能のうち中枢的なもの <u>(以下「国会等」という。)の東京圏以外の地域への移転</u> (以下「国会等の移転」という。)の具体化に向 けて積極的な検討を行う責務を有する。 第2条 2 この法律において <u>「東京圏」とは、多極分散型国土形成促進法第二十二条第一項に規定する東京圏</u> をい う。

### 1-2. 諸外国との比較(主要国における首都の憲法・法律上の規定)

- □ 諸外国では憲法や法律で首都にかかる規定を置いている国が存在する。
- □ 規定の方法は、特定の都市(州)を首都とする旨を規定するものや、政府所在地や国会所在地、元首居住地を規定するものなど、様々。

#### ◆ 特定の都市(州)を首都とする旨が規定されている国

国名(首都)	憲法・法律名	規定の内容	備考
中国(北京)	中華人民共和国憲 法	第143条 中華人民共和国の首都は北京である。	
ドイツ (ベルリン)	ドイツ連邦共和国 憲法	第22条1 ドイツ連邦共和国の首都はベルリンとする。首都において国家全体を代表させることは連邦の任務である。詳細は、連邦法律で定める。	
	ベルリン・ボン法	第4条(1)省庁は連邦首都ベルリン及び連邦市ボンに所在する。	
トルコ(アンカラ)	トルコ共和国憲法	第3条 首都はアンカラである。	
ブラジル (ブラジリア)	ブラジル連邦共和 国憲法	第18条1 ブラジリアは連邦の首都である。	
インド(デリー)	インド憲法	第239AA条 1 1991年憲法(第69次改正)法施行に日からデリー連邦領は、 デリー国家首都地区とよぶものとし、第239条に基づいて任命さ れる行政官は副知事として任命される。	インド大使館のウェブサイトや外務省の各国・地域情勢ではインドの首都を ニューデリーとしている
インドネシア (ジャカルタ)	1974年の法律第5 号	ジャカルタはインドネシアの首都であり、インドネシアを構成 する26州のうちのひとつ	2022年に新首都に関する法 律が制定され、ヌサンタラ に移転予定
オーストリア (ウィーン)	連邦憲法	第5条 (1)連邦の首都及び最高諸機関の所在地は、ウィーンである。 (2)非常事態の間、連邦大統領は、連邦政府の申立てにより、 連邦の最高諸機関の所在地を連邦領域の他の場所に移転するこ とができる。	

- 1. 首都の法的位置付け
- 1-2. 諸外国との比較(主要国における首都の憲法・法律上の規定)

◆ 特定の都市(州)を首都とする旨が規定されている国

国名(首都)	憲法・法律名	規定の内容	備考
ベルギー (ブリュッセル)	ベルギー憲法	第194条 ブリュッセル市はベルギーの首都であり連邦政府の所 在地である。	
ハンガリー (ブタペスト)	ハンガリー基本法	F条(基礎) (1)ハンガリーの首都は、ブタペストである。	
チェコ共和国 (プラハ)	チェコ共和国憲法	第13条 チェコ共和国の首都は、プラハとする。	
ポーランド (ワルシャワ)	ポーランド憲法典	第29条 ポーランド共和国の首都は、ワルシャワである。	

### 1-2. 諸外国との比較(主要国における首都の憲法・法律上の規定)

◆ 政府所在地や国会所在地、元首居住地が規定されている国

国名(首都)	憲法・法律名	規定の内容	備考
アメリカ合衆国 (ワシントン)	アメリカ合衆国政府 の暫定的および恒久 的所在地を決める法	首都をポトマック河畔に置き、それまでの暫定首都をフィラデルフィアに置く。	
オーストラリア (キャンベラ)	オーストラリア憲法	第125条 連邦政府の所在地は、議会によって決定されるものとし、連邦に付与され、または連邦によって取得された領域内にあり、連邦に帰属し、連邦に属し、ニューサウスウェールズ州にあり、シドニーから100マイル以上離れているものとする。	
カナダ (オタワ)	1867年憲法	第16条(カナダ政府の所在地) 女王が別に指示をするまで、カナダの政府の所在地は、オタワとする。	
アイスランド共和国 (レイキャビク)	アイスランド共和国憲法	第12条 共和国大統領は、レイキャビクまたはその近郊に居住する。 第37条 上院の委員会は通常レイキャビクにある。特別な状況下にお いて、共和国大統領は、アイスランドの別の場所で会合を開くよう命 じることができる。	
アイルランド (ダブリン)	アイルランド憲法	第12条11項1 大統領は、ダブリン市内又はその近郊に公邸を有する。	

#### ◆ その他の条文で首都について言及している国

国名(首都)	憲法・法律名	規定の内容	備考
オランダ (アムステルダム)	オランダ王国基本法	第32条 国王は、国王の権限の行使を始めた後、 <u>首都アムステルダム</u> において、議会の公開の両院合同会議の場で、できる限り速やかに宣誓し、王位に就く。国王は、この基本法に対する忠誠及びその職務の誠実な執行を宣誓し、又は誓約する。法律は、より詳細な規定を定める。	実際には、政府中枢 機能や各国大使館な どは、デン・ハーグ に置かれている。

#### ◆ 憲法や法律の規定ではないが、司法の判断がある国

国名(首都)	首都の定義	備考
韓国(ソウル)	2002年に、憲法裁判所が「新行政首都建設のための特別措置法」を違憲決定した際に、「憲法上 にソウルが首都という明文条項はないが、不文憲法として規範化されている」とされた。	

### 1-2. 諸外国との比較(首都以外での三権や行政府の分散事例)

□ 諸外国には、首都以外で三権や行政府が立地している都市が存在。

#### ◆単一国家での事例

国名 (首都)	立地都市	首都との 距離	分散の背景	分散の形	分散時期
韓国 (ソウル)	世宗	約120km	• 首都ソウルの過密対策、 均衡ある国土の発展	<ul><li>新たに世宗市を「行政中心複合都市」 として建設</li><li>外交部など一部を除き、多くの行政府 を移転</li></ul>	2005年に、 移転対象を 決定 2017年まで に移転ほぼ 完了
オランダ (アムステルダム)	ハーグ	約65km	• 憲法でアムステルダムを 首都とする旨の規定	<ul><li>・ 首都のアムステルダムは同国第一の経済都市。政府や議会は存在しない。</li><li>・ 国会、政府機関をはじめ、外国公館もハーグに所在</li></ul>	不明
南アフリカ共和国 (プレトリア)	ケープタウン ブルームフォンテ イン	約1,500km 約500km	<ul><li>英自治領南アフリカ連邦 の設立時に、母体となっ た植民地の首都に政府機 関を分散配置した。</li></ul>	<ul><li>・プレトリアに行政府を設置</li><li>・ケープタウンに国会を設置</li><li>・ブルームフォンテインに最高裁判所を 設置</li><li>・最大の経済都市はヨハネスブルク</li></ul>	1910年

出典:第4回 国への働きかけに向けた副首都を後押しする仕組みづくりに関する意見交換会(2023.12.25)資料

国土交通省「国会等移転ホームページ」、山口広文「世界の首都移転-遷都で読み解く国家戦略-」を参考に、副首都推進局で作成

### 1-2. 諸外国との比較(連邦制国家における首都中枢機能の分散事例)

□ 連邦制国家では、政府機関が立地する都市と経済の中心都市が異なるなど、首都中枢機能が分散している事例がある。

#### ◆連邦国家での事例

首都中枢機能	国名 (首都)	アメリカ (ワシントン)	ドイツ (ベルリン)	オーストラリア (キャンベラ)	ブラジル (ブラジリア)
政治中枢機能	政治中枢機能 国会		ベルリン	キャンベラ	ブラジリア
首相府・大統領府		ワシントンDC	ベルリン	キャンベラ	ブラジリア
行政中枢機能	中央官庁	ワシントンDC	ベルリン、ボン	キャンベラ	ブラジリア
	各国大使館	ワシントンDC	ベルリン	キャンベラ	ブラジリア
	経済中心都市	ニューヨーク	ミュンヘン	シドニー	サンパウロ
経済中枢機能	人口最大都市	ニューヨーク	ベルリン	シドニー	サンパウロ
	中央銀行	ワシントンDC	フランクフルト	シドニー	ブラジリア
(司法)	最高裁判所	ワシントンDC	カールスルーエ	キャンベラ	ブラジリア

出典:第4回 国への働きかけに向けた副首都を後押しする仕組みづくりに関する意見交換会(2023.12.25)資料をもとに加工

#### 2-1. 立法

- □ 国会の所在地を定める法律は存在しないが、他の法律で国会の所在地が東京であることを前提としたものが存在。
- □ 国会の機関である裁判官弾劾裁判所は、所在地が東京であることを明記。国立国会図書館は、中央館の所在地の規定はないが、関西館の位置は「館長が定める」とし、京都府としている。

#### ■ 国会の所在地が東京であることを前提とした法律

法律名	規定の内容
国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律	第2条 この法律において「国会議事堂等周辺地域」とは、 <u>別表第一に定める国会議事堂</u> <u>周辺地域</u> 及び次条第一項の規定により指定された地域をいう。 (別表第一: <u>東京都千代田区霞が関二丁目及び三丁目並びに同区永田町一丁目及び二丁</u> <u>目の区域</u> )

#### ■ 国会の機関(裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館)に関する所在地の規定

法律名	規定の内容
裁判官弾劾法	第3条 <u>裁判官弾劾裁判所(以下弾劾裁判所という。)及び裁判官訴追委員会(以下訴追</u> <u>委員会という。)は、これを東京都に置く。</u>
国立国会図書館法	第16条の2 中央の図書館に、関西館を置く。 2 関西館の位置及び所掌事務は、館長が定める。 (国立国会図書館組織規程第9条により、「京都府に置く」と定めている)

出典:各法律をもとに副首都推進局で作成

### 2-2. 行政(国家行政機関 1/4)

- 国の省庁の所在地は、法令では規定されていない (P22参照)
- □ 一方で、省庁の研究所などの機関の所在地については、主に大臣が定める規則に規定されている。

### ■ 所在地が定められている機関の例

	機関名		根拠法令	所在地規定
	経済社会総合研究所		内閣府本府組織規則 第17条	東京都
	迎賓館		内閣府本府組織規則 第46条	東京都
内閣府		正倉院事務所	宮内庁組織規則第3条	奈良市
府	宮内庁 	御料牧場	宮内庁組織規則第8条	栃木県
	こども家庭庁	国立児童自立支援施設	こども家庭庁組織規 則第9条	さくら市 (栃木県) さいたま市 (埼玉県)
	自治大学校		総務省組織規則第77 条	東京都
総務省	情報通信政策研究所		総務省組織規則第184 条	東京都
省	統計研究研修所		総務省組織規則第194 条	東京都
	消防庁   消防大学校		総務省組織規則第321 条	東京都

	機関名		根拠法令	所在地規定
	法務総合研究所		法務総合研究所組織 規則第1条	東京都
<b>`</b> +	矯正研究所		矯正研修所組織規則 第1条	東京都
法務省	出入国在留管理庁	入国者収容 所	入国者収容所組織規 則第1条(別表)	牛久市 (茨城県) 大村市 (長崎県)
	公安調査庁	公安調査庁 研修所	公安調査庁組織規則 第14条	東京都
外 務 省	外務省研修所		外務省組織規則第50 条	神奈川県

# 2-2. 行政(国家行政機関 2/4)

	機関名		根拠法令	所在地規定
	財務総合政策	研究所	財務省組織規則第36条	東京都
	会計センター		財務省組織規則第64条	東京都
財務省	関税中央分析	所	財務省組織規則第77条	千葉県
省 	税関研修所		財務省組織規則第83条	千葉県
	国税庁	税務大学校	財務省組織規則第425条	東京都
文部	国立教育政策	研究所	国立教育政策研究所 組織規則第1条	東京都
文部科学省	科学技術・学	術政策研究所	科学技術・学術政策 研究所組織規則第1 条	東京都
	国立医薬品食	品衛生研究所	厚生労働省組織規則 第495条	神奈川県
厚生兴	国立保健医療	科学院	厚生労働省組織規則 第536条	埼玉県
厚生労働省	国立社会保障 究所	・人口問題研	厚生労働省組織規則 第561条	東京都
	国立障害者リションセンタ		厚生労働省組織規則 第623条	埼玉県

	機関名		根拠法令	所在地規定
	植物防疫所、植物防疫事務所		農林水産省組織規則 第65条、第66条	横浜市・名 古屋市・神 戸市・北九 州市、 那覇市
農	動物検疫所		農林水産省組織規則 第101条	神奈川県
農林水産省	林 水 動物医薬品検査所 産		農林水産省組織規則 第129条	茨城県
省	農林水産研修所		農林水産省組織規則 第137条	東京都
	農林水産政策	研究所	農林水産省組織規則 第148条	東京都
	林野庁	森林技術総 合研修所	農林水産省組織規則 第399条	東京都
経済産業省	経済産業研修	所	経済産業省組織規則 第37条	東京都

# 2-2. 行政(国家行政機関 3/4)

	機関名		根拠法令	所在地規定
	国土地理院		国土地理院組織規則 第1条	茨城県
	海難審判所		海難審判所組織規則 第1条	東京都
	国土交通政策研究所		国土交通政策研究所 組織規則第1条	東京都
国土交通省	国土技術政策総合研究所		国土技術政策総合研 究所組織規則第1条	茨城県
通省	国土交通大学校		国土交通大学校組織 規則第1条	東京都
	航空保安大学	校	航空保安大学校組織 規則第1条	大阪府
	与各亡	気象研究所	気象庁組織規則第45 条	茨城県
	気象庁	気象衛星センター	気象庁組織規則第62 条	清瀬市 (東京都)

	機関名	I	根拠法令	所在地規定
		高層気象台	気象庁組織規則第68 条	茨城県
	気象庁	地磁気観測 所	気象庁組織規則第75 条	茨城県
国土交通省		気象大学校	気象庁組織規則第83 条	千葉県
道省	海上保安庁	   海上保安学   校	海上保安学校の名称、 位置及び内部組織に 関する庁令第2条	舞鶴市(京都府)
		海上保安大学校	海上保安大学校の名称、 位置及び内部組織に関 する庁令第2条	呉市 (広島県)
環境省	   環境調査研修 	所	環境調査研修所組織 規則第1条	埼玉県
	原子力規制 委員会	原子力安全 人材育成セ ンター	原子力規制委員会組 織規則第23条	東京都

### 2-2. 行政(国家行政機関 4/4)

	機関名	根拠法令	所在地規定
	防衛大学校	防衛大学校、防衛医 科大学校、防衛研究 所及び防衛監察本部 組織規則第1条	神奈川県
防衛省	防衛医科大学校	防衛大学校、防衛医 科大学校、防衛研究 所及び防衛監察本部 組織規則第16条の6	埼玉県
省	防衛研究所	防衛大学校、防衛医 科大学校、防衛研究 所及び防衛監察本部 組織規則第17条	東京都
	防衛監察本部	防衛大学校、防衛医 科大学校、防衛研究 所及び防衛監察本部 組織規則第24条	東京都

※以下の国家行政機関のうち、所在地規定が確認できたものを記載

- ・内閣府設置法に基づく内閣府、宮内庁、委員会及び庁
- ・内閣府設置法に基づく審議会等、施設等機関及び特別の機関 ・国家行政組織法に基づく省、委員会及び庁
- ・国家行政組織法に基づく審議会等、施設等機関及び特別の機関

	機関名		根拠法令	所在地規定
		航空装備研 究所	防衛装備庁施設等機 関組織規則第1条	立川市 (東京都)
		陸上装備研 究所	防衛装備庁施設等機 関組織規則第12条	相模原市(神奈川県)東京都目黒区東京都世田谷区東京都
		艦艇装備研 究所	防衛装備庁施設等機 関組織規則第20条	
		新世代装備 研究所	防衛装備庁施設等機 関組織規則第29条	
防衛省	防衛装備庁	防衛イノ ベーション 科学技術研 究所	防衛装備庁施設等機 関組織規則第38条	東京都 渋谷区
		千歳試験場	防衛装備庁施設等機 関組織規則第46条	千歳市 (北海道)
		下北試験場	防衛装備庁施設等機関組織規則第48条	青森県 下北郡 東通村
		岐阜試験場	防衛装備庁施設等機 関組織規則第50条	各務原市 (岐阜県)

出典:内閣官房「国の行政機関の組織図」などをもとに副首都推進局で作成

## 2-2. 行政(独立行政法人 1/5)

□ 法令における独立行政法人の所在地規定について、現在、設立されている全86法人のうち47法人が「主たる事務所を東京都に置く。」と規定されている。

所管	機関名	根拠法令	所在地規 定
	国立公文書館	国立公文書館法第6条	東京都
内 閣 府	北方領土問題対策協 会	独立行政法人北方領土問題 対策協会法第4条	東京都
נית	日本医療研究開発機 構	国立研究開発法人日本医療 研究開発機構法第4条	東京都
消費者庁	国民生活センター	独立行政法人国民生活セン ター法第4条	神奈川県
	情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信 研究機構法第5条	東京都
総務省	統計センター	独立行政法人統計センター 法第5条	東京都
自	郵便貯金簡易生命保 険管理・郵便局ネッ トワーク支援機構	独立行政法人郵便貯金簡易 生命保険管理・郵便局ネッ トワーク支援機構法第4条	東京都
	国際協力機構	独立行政法人国際協力機構 法第4条	東京都
省	国際交流基金	独立行政法人国際交流基金 法第4条	東京都

			j
所管	機関名	根拠法令	所在地規 定
	   酒類総合研究所 	独立行政法人酒類総合研究 所法第4条	広島県
財務省	造幣局	独立行政法人造幣局法第5条	大阪府
	国立印刷局	独立行政法人国立印刷局法第5条	東京都
	国立特別支援教育総 合研究所	独立行政法人国立特別支援 教育総合研究所法第4条	神奈川県
	大学入試センター	独立行政法人大学入試セン ター法第4条	東京都
文部	国立青少年教育振興 機構	独立行政法人国立青少年教 育振興機構法第4条	東京都
文部科学省	国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育 会館法第4条	埼玉県
	国立科学博物館	独立行政法人国立科学博物館法第4条	東京都
	物質・材料研究機構	国立研究開発法人物質・材 料研究機構法第5条	茨城県

# 2-2. 行政(独立行政法人 2/5)

所管	機関名	根拠法令	所在地規 定
	防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学 技術研究所法第5条	茨城県
	量子科学技術研究開 発機構	国立研究開発法人量子科学 技術研究開発機構法第6条	千葉県
	国立美術館	独立行政法人国立美術館法第4条	東京都
	国立文化財機構	独立行政法人国立文化財機 構法第4条	東京都
文部	教職員支援機構	独立行政法人教職員支援機 構法第4条	茨城県
文部科学省	科学技術振興機構	国立研究開発法人科学技術振興機構法第5条	埼玉県
	日本学術振興会	独立行政法人日本学術振興 会法第4条	東京都
	理化学研究所	国立研究開発法人理化学研究所法第4条	埼玉県
	宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人宇宙航空 研究開発機構法第5条	東京都
	日本スポーツ振興セ ンター	独立行政法人日本スポーツ 振興センター法第4条	東京都

所管	機関名	根拠法令	所在地規 定
	日本芸術文化振興会	独立行政法人日本芸術文化 振興会法第4条	東京都
	日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法第4条	神奈川県
文部	海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究 開発機構法第5条	神奈川県
文部科学省	国立高等専門学校機 構	独立行政法人国立高等専門 学校機構法第4条	東京都
	大学改革支援・学位 授与機構	独立行政法人大学改革支 援・学位授与機構法第4条	東京都
	日本原子力研究開発 機構	国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構法第5条	茨城県
	勤労者退職金共済機 構	中小企業退職金共済法第59 条	東京都
厚生	高齢・障害・求職者 雇用支援機構	独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構法第4条	千葉県
<b>厚生労働省</b>	福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構 法第4条	東京都
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	独立行政法人国立重度知的 障害者総合施設のぞみの園 法第4条	群馬県

# 2-2. 行政(独立行政法人 3/5)

所管	機関名	根拠法令	所在地規 定
	労働政策研究・研修 機構	独立行政法人労働政策研 究・研修機構法第4条	東京都
	労働者健康安全機構	独立行政法人労働者健康安 全機構法第4条	神奈川県
厚生	国立病院機構	独立行政法人国立病院機構 法第5条	東京都
厚生労働省	医薬品医療機器総合 機構	独立行政法人医薬品医療機 器総合機構法第5条	東京都
	   医薬基盤・健康・栄   養研究所	国立研究開発法人医薬基 盤・健康・栄養研究所法第 5条	大阪府
	地域医療機能推進機 構	独立行政法人地域医療機能 推進機構法第4条	東京都

所管	機関名	根拠法令	所在地規 定
	年金積立金管理運用 独立行政法人	年金積立金管理運用独立行 政法人法第4条	東京都
	国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究 等を行う国立研究開発法人 に関する法律第2条第1号	東京都
厚牛	国立循環器病研究センター	高度専門医療に関する研究 等を行う国立研究開発法人 に関する法律第2条第2号	大阪府
厚生労働省	国立精神・神経医療 研究センター	高度専門医療に関する研究 等を行う国立研究開発法人 に関する法律第2条第3号	東京都
	国立成育医療研究センター	高度専門医療に関する研究 等を行う国立研究開発法人 に関する法律第2条第4号	東京都
	国立長寿医療研究センター	高度専門医療に関する研究 等を行う国立研究開発法人 に関する法律第2条第5号	愛知県

# 2-2. 行政(独立行政法人 4/5)

所管	機関名	根拠法令	所在地規 定
	農林水産消費安全技 術センター	独立行政法人農林水産消費 安全技術センター法第5条	埼玉県
	家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法第4条	福島県
	農業・食品産業技術 総合研究機構	国立研究開発法人農業・食 品産業技術総合研究機構法 第5条	茨城県
農林	国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際農林 水産業研究センター法第4 条	茨城県
農林水産省	森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研 究・整備機構法第5条	茨城県
	水産研究・教育機構	国立研究開発法人水産研 究・教育機構法第5条	神奈川県
	農畜産業振興機構	独立行政法人農畜産業振興 機構法第4条	東京都
	農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基 金法第4条	東京都
	農林漁業信用基金	独立行政法人農林漁業信用 基金法第4条	東京都

所管	機関名	根拠法令	所在地規 定
	経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法第4条	東京都
	工業所有権情報・研 修館	独立行政法人工業所有権情 報・研修館法第4条	東京都
	産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法第5条	東京都
4.55	製品評価技術基盤機 構	独立行政法人製品評価技術 基盤機構法第5条	東京都
経済産業省	新エネルギー・産業 技術総合開発機構	国立研究開発法人新エネル ギー・産業技術総合開発機 構法第5条	神奈川県
目	日本貿易振興機構	独立行政法人日本貿易振興 機構法第4条	東京都
	情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法 律第38条	東京都
	エネルギー・金属鉱 物資源機構	独立行政法人エネルギー・ 金属鉱物資源機構法第4条	東京都
	中小企業基盤整備機 構	独立行政法人中小企業基盤 整備機構法第5条	東京都

# 2-2. 行政(独立行政法人 5/5)

所管	機関名	根拠法令	所在地規定
	土木研究所	国立研究開発法人土木研究 所法第4条	茨城県
	建築研究所	国立研究開発法人建築研究 所法第4条	茨城県
	海上・港湾・航空技 術研究所	国立研究開発法人海上・港 湾・航空技術研究所法第4 条	東京都
国	海技教育機構	独立行政法人海技教育機構 法第4条	神奈川県
国土交通省	航空大学校	独立行政法人航空大学校法第4条	宮崎県
省	自動車技術総合機構	独立行政法人自動車技術総 合機構法第4条	東京都
	鉄道建設・運輸施設 整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運 輸施設整備支援機構法第5 条	神奈川県
	国際観光振興機構	独立行政法人国際観光振興 機構法第4条	東京都
	水資源機構	独立行政法人水資源機構法 第5条	埼玉県

所管	機関名	根拠法令	所在地規定
	自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対 策機構法第4条	東京都
	空港周辺整備機構	公共用飛行場周辺における 航空機騒音による障害の防 止等に関する法律第21条	福岡県
国	都市再生機構	独立行政法人都市再生機構 法第4条	神奈川県
国土交通省	奄美群島振興開発基 金	奄美群島振興開発特別措置 法第45条	奄美群島
	日本高速道路保有・ 債務返済機構	独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構法第5 条	神奈川県
	住宅金融支援機構	独立行政法人住宅金融支援 機構法第5条	東京都
環培	国立環境研究所	国立研究開発法人国立環境研究所法第4条	茨城県
環境省	環境再生保全機構	独立行政法人環境再生保全 機構法第4条	神奈川県
防 衛 省	■ 配留单令为侧有为務   独立行政法人配留单令为侧   東 ■ 答冊继接   老公務答冊继接注答		東京都

出典:総務省「独立行政法人一覧(令和7年4月1日現在)」などをもとに副首都推進局で作成

### 2-2. 行政(特殊法人等 1/2)

■ 特殊法人や認可法人の所在地について、法令で規定されている場合、定款で規定されている場合のいずれにおいても、本店ないしは 主たる事務所を東京都としている法人が多数見られる。

### ■ 法令によって所在地が規定されている機関

所管	機関名	根拠法令	所在地規定
内	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法第3条	那覇市 (沖縄県)
内閣府	沖縄科学技術大学院大学 学園	沖縄科学技術大学院大学学園法 第4条	沖縄県
復興庁	福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法第94条	福島県
総務省	日本放送協会	放送法第17条	東京都
財務省	日本銀行	日本銀行法第7条	東京都
文部科 学省	日本私立学校振興・共済 事業団	日本私立学校振興・共済事業団法 第4条	東京都
厚	日本年金機構	日本年金機構法第4条	東京都
厚生労働省	国立健康危機管理研究機 構	国立健康危機管理研究機構法第3条	東京都
省	日本赤十字社	日本赤十字社法第6条	東京都
農林水 産省	日本中央競馬会	日本中央競馬会法第3条	東京都

- 2-2. 行政(特殊法人等 2/2)
  - 定款によって所在地が規定されている機関

所管	機関名	定款条文	所在地規定
金融广	預金保険機構	第3条	東京都千代田区
严	金融経済教育推進機構	第3条	東京都中央区
445	NTT株式会社	第3条	東京都千代田区
総務省	日本郵政株式会社	第4条	東京都千代田区
Ħ	日本郵便株式会社	第4条	東京都千代田区
財務省	日本たばこ産業株式会 社	第3条	東京都港区
文部科学省	放送大学学園	第2条	千葉県千葉市 美浜区若葉2丁目 11番地
厚生 労働 省	外国人技能実習機構	第3条	東京都港区

所管	機関名	定款条文	所在地規定
農林 水産 省	農水産業協同組合貯金 保険機構	第3条	東京都千代田区
	電力広域的運営推進機 関	第2条	東京都江東区
経済産業省	脱炭素成長型経済構造 移行推進機構	第3条	東京都千代田区
	原子力損害賠償・廃炉 等支援機構	第3条	東京都港区
	使用済燃料再処理機構	第3条	青森県
国土交通省	新関西国際空港株式会 社	第3条	大阪府 泉南郡田尻町
通省	東京地下鉄株式会社	第3条	東京都台東区
環境 省	中間貯蔵・環境安全事 業株式会社	第3条	東京都港区

※特殊法人、認可法人のうち、各法人のホームページなどで定款が確認できたものを記載

出典:総務省「所管府省別特殊法人一覧」などをもとに副首都推進局で作成

#### (参考) 中央省庁の所在地が規定されていないことに関する国会答弁

平成28年2月23日 衆議院 総務委員会

#### 質問(要約)

なぜ中央の役所の場所はどこにも規定がなくていいのか。なぜ規定がないのか、なぜ規定がなくてもうまく回っているのか。

#### 高市国務大臣答弁(全文)

大変難しい問いですが、国の中央省庁については、その所在地について明確な法律の定めはございません。

これは、何か、<u>明治以来一貫して、立法府や司法それから行政府、他の中枢機関とあわせて東京に集中的に配置されていて、それはもう国民の皆様の間でも広く知られていて、改めて法律で特段の定めを置く必要はなかったということによるものだと思います。</u>
そしてまた、今、中央省庁の地方移転の話も盛り上がってきておりますけれども、これも予算措置等で対応するものだと承知しています。

地方自治法の方は、これは第四条の規定で、地方自治体の主たる事務所の位置を定め、またこれを変更しようとするときは条例でこれを定め、議会において出席議員の三分の二以上の同意が必要とされているということになっています。

中央省庁には法の定めがないのに地方自治体の主たる事務所だったらこういう厳しい定めがあるじゃないかというのが議員の御認識だと思いますが、中央省庁に比べますと、地方自治体の事務所というのはやはり住民の利用度が圧倒的に高いと存じます。

ですから、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の役所との関係などについて適当なものとなる考慮が必要であり、住民の利便性の観点から条例でこれを定めて、特別多数議決を必要としている、こういうことで決まっているんだと思います。

出典:国会会議録検索システム

### 2-3. 司法

■ 裁判所法により「最高裁判所」の所在地を、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律により「高等裁判所」、「地方裁判所」、 「家庭裁判所」及び「簡易裁判所」の所在地を規定している。

機関名	根拠法令	所在地規定
最高裁判所	裁判所法第6条	第6条 最高裁判所は、これを東京都に置く。
高等裁判所、地方裁判所、 家庭裁判所、簡易裁判所	下級裁判所の設立及び管轄 区域に関する法律第1条	第1条 <u>別表第一表の通り高等裁判所を</u> 、 <u>別表第二表の通り地方裁判</u> <u>所を、別表第三表の通り家庭裁判所を、別表第四表の通り簡易裁判所</u> <u>を</u> それぞれ <u>設立する。</u>

下級裁判所の設立及び管轄区 域に関する法律別表第一表 (計8か所)

名称	所在地
東京高等裁判所	東京都
大阪高等裁判所	大阪市
名古屋高等裁判所	名古屋市
広島高等裁判所	広島市
福岡高等裁判所	福岡市
仙台高等裁判所	仙台市
札幌高等裁判所	札幌市
高松高等裁判所	高松市

下級裁判所の設立及び管轄区 域に関する法律別表第二表 (計50か所)

ク1h	=r +-114
<u> </u>	所在地
東京地方裁判所	東京都
横浜地方裁判所	横浜市
さいたま地方裁判所	さいたま市
千葉地方裁判所	千葉市
水戸地方裁判所	水戸市
宇都宮地方裁判所	宇都宮市
•	•
•	•
•	•
高知地方裁判所	高知市
松山地方裁判所	松山市

下級裁判所の設立及び管轄区 域に関する法律別表第三表 (計50か所)

名称	所在地
東京家庭裁判所	東京都
横浜家庭裁判所	横浜市
さいたま家庭裁判所	さいたま市
千葉家庭裁判所	千葉市
水戸家庭裁判所	水戸市
宇都宮家庭裁判所	宇都宮市
•	•
	•
	•
高知家庭裁判所	高知市
松山家庭裁判所	松山市

下級裁判所の設立及び管轄区 域に関する法律別表第四表 (計438か所)

<u>名称</u>	<u>所在地</u>
東京簡易裁判所	東京都(特別区の存する区
	域に限る。)
八丈島簡易裁判所	東京都八丈支庁管内八丈町
伊豆大島簡易裁判所	東京都大島支庁管内大島町
佐原簡易裁判所	東京都大島支庁管内新島村
小山簡易裁判所	東京都八王子市
足利簡易裁判所	東京都立川市
•	•
•	•
	•
宇和島簡易裁判所	宇和島市
愛南簡易裁判所	愛媛県南宇和郡愛南町

出典:各法律をもとに副首都推進局で作成

# 3-1. 立法

■ 国の立法機関は以下のとおりであり、地方機関がない。

### ■ 国の立法機関

名称	所在地
衆議院	東京都千代田区永田町1丁目7-1
参議院	東京都千代田区永田町1丁目7-1
裁判官弾劾裁判所	東京都千代田区永田町1丁目11-16 参議院第二別館内
裁判官訴追委員会	東京都千代田区永田町2丁目1-2 衆議院第二議員会館内
国立国会図書館	東京都千代田区永田町1丁目10-1 ※ 関西館は、中央の国立国会図書館に属する組織

出典:国税庁「法人番号公表サイト」をもとに副首都推進局で作成

### 3-2. 行政

■ 多くの出先機関については、地方支分部局間で役割等の違いはないものの、東京都、大阪府、福岡県を管轄する出先機関には、他の 一般的な支分部局にはない組織、役割が置かれているケースもある。

### ■ 各省庁の地方支分部局間での違い(主なもの)

省庁名 ()は出先機関種類	出先機関名	特別な管轄・特別な役割	根拠法令
経済産業省 (経済産業局)	近畿経済産業局、 九州経済産業局	○ 経済産業局には、総務企画部、地域経済部、産業部、資源エネルギー 環境部が置かれることになっている。加えて、近畿経済産業局及び九 州経済産業局には国際部が置かれている。	経済産業省組織令 第103条
国土交通省 (地方運輸局、 地方航空局、	関東運輸局、 近 <del>畿</del> 運輸局	<ul><li>○ 地方運輸局には総務部など8部が置かれることになっている。加えて、 関東運輸局及び近畿運輸局には自動車監査指導部が置かれている。</li></ul>	国土交通省組織令 第213条
航空交通管制部)	東京航空局、 大阪航空局	○ 地方航空局は、全国に、東京航空局と大阪航空局の2つのみが置かれている。	国土交通省組織令 第217条
	東京航空交通管制部、 福岡航空交通管制部 など	<ul><li>○ 航空交通管制部は、全国に、東京航空交通管制部、神戸航空交通管制部、福岡航空交通管制部の3つのみが置かれている。</li><li>○ 空域における航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定、交通量の監視及び調整その他の航空交通の管理に関する事務は、その全部を福岡航空交通管制部が分掌する。</li></ul>	国土交通省組織令 第219条
防衛省 (地方防衛局)	北関東防衛局	○ 地方防衛局には、総務部、企画部、調達部、管理部が置かれることに なっている。加えて、北関東防衛局(管轄地域として東京都を含む。)に装備部が置かれている。	防衛省組織令第 167条
警察庁 (管区警察局)	関東管区警察局	○ 関東管区警察局は、全国を管轄区域として「重大サイバー事案に係る 犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に 関すること。」の事務を司っている。	警察法第30条第2 項

出典:各法律をもとに副首都推進局で作成

### 3-2. 行政

■ 警視庁と道府県警察本部の違いをみると、トップの任免、組織、指揮監督などに関し、警視庁は道府県警察本部とは別の体制が敷かれている。

### ■ 警視庁と道府県警察本部との違い

	警視庁	道府県警察本部
トップの任免 (警察法第49条、第50条)	警視総監は、国家公安委員会が、都公安委員会の 同意を得た上、内閣総理大臣の承認を得て任免。	道府県警察本部長は、国家公安委員会が、道府県公 安委員会の同意を得て、任免。
副総監、副本部長 (警察法施行令第4条)	副総監を置く。	大阪府警察本部は副本部長を置く。 その他の道府県警察本部は副本部長を置かない。
組織	公安部は警視庁のみに設置。	道府県警察は、公安は警備部に含まれる。
指揮監督(警察法第31条)	警視庁は警察庁長官が指揮監督。	北海道警察は警察庁長官が指揮監督。 それ以外の府県警察は、管区警察局長が指揮監督。
超過勤務手当の国の補助 (警察法施行令第3条第4項)	あり	なし

出典:警察法、警察法施行令、警察庁ホームページをもとに副首都推進局で作成

## 3-3. 司法

□ 法令等により一部の訴訟については、東京に所在している各裁判所の専属管轄となっている。※知的財産権に関する事件については次ページを参照

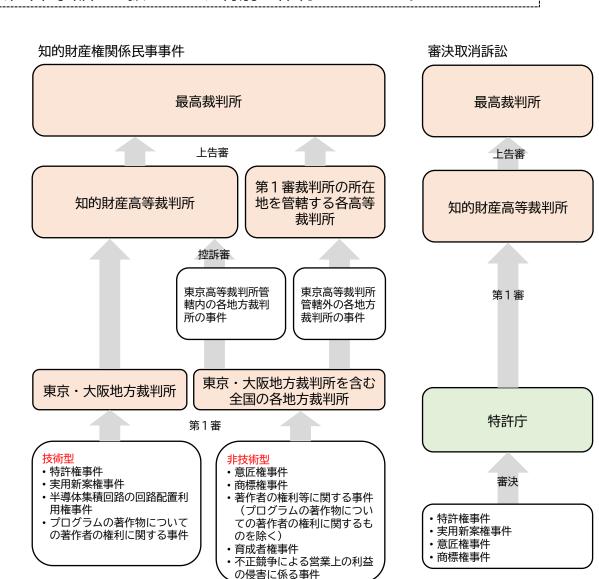
機関名	根拠法令	専属管轄
	弁護士法第61条	日本弁護士連合会等からの懲戒の処分を受けた者による取消しの訴え
		衆議院比例代表選出議員の選挙について、その <u>選挙の効力に関し疑義がある選挙人</u> 又は公職の候補者又は <u>当選をしなかった者で当選の効力に関し不服があるもの</u> から の訴え
		   参議院比例代表選出議員の選挙について、
	公職選挙法第217条	○ その選挙の効力に関し疑義がある選挙人又は公職の候補者又は <u>当選をしなかっ</u> た者で当選の効力に関し不服があるものからの訴え
東京高等裁判所		○ 公職の候補者の総括主宰者、出納責任者等に公職選挙法の違反による刑が処された際に、検察官からの当選無効及び立候補の禁止の訴え
		○ <u>公職の候補者である者が</u> 、その者の総括主宰者、出納責任者等に公職選挙法の 違反による刑が処された際に、 <u>当選の効力及び立候補の資格を確認する訴え</u>
	海難審判法第44条	海難審判所からの懲戒の処分を受けた者による裁決の取消しの訴え
	電波法第97条	総務大臣からの処分を受けたものによる訴え
	鉱業等に係る土地利用の 調整手続等に関する法律 第57条	公害等調整委員会からの裁定及び裁定の申請の却下の決定を受けたものによる訴え
東京地方裁判所	私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律 第85条	公正取引委員会からの排除措置命令等を受けたものによる訴え

出典:各法律をもとに副首都推進局で作成

#### 3-3. 司法

□ 知的財産権関係の事件については、専門部を有する知的財産高等裁判所(東京都)で扱うなど、特別な体制としている。

裁判の種類	機関名	根拠法令
知的財産権関係民 事事件(技術型) の控訴審	知的財産高等裁判所 (東京高等裁判所の特別 の支部)	民事訴訟法第6条第3項
特許庁の審決等に対する訴え		特許法第178条、実 用新案法第47条、意 匠法第59条、商標法 第63条
知的財産権関係民 事事件(技術型) の訴訟	東京・大阪地方裁判所	民事訴訟法第6条第 1項



# 4. 災害時の危機管理体制

### 4-1. 危機管理機能として法令に基づき設置することとされているもの

■ 対策本部の設置場所及び代替規定は、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部については規定があるが、事態対処法に基づく事態対策本部、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等対策本部については規定がない。

根拠法	本部名称	設置場所	主な組織	代替規定
災害対策基本法	緊急災害対策本 部(第28条の2第 1項)	<ul><li>○ 内閣府(第28条の2第1項)</li><li>○ 別途「防災基本計画」において具体的設置場所を官邸内と定めている。</li></ul>	<ul> <li>○ 緊急災害対策本部長(内閣総理大臣)(第28条の3第1項)</li> <li>○ 緊急災害対策副本部長(内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣)(第28条の3第3項~第5項)</li> <li>▶ 緊急災害対策本部長に事故があるときは職務を代理</li> <li>▶ 2人以上置くことも可能</li> </ul>	<ul><li>○ 法令上の規定はなし</li><li>○ 別途「防災基本計画」において</li><li>① 中央合同庁舎第8号館内</li><li>② 防衛省</li><li>③ 立川広域防災基地の順序で被災状況等を勘案して代替拠点を定めることとしている。</li><li>(法令での規定はなく、防災計画で規定)</li></ul>
事態対処法	事態対策本部 (第10条第1 項)	<ul><li>○ 内閣総理大臣が定める(第10 条第1項)</li></ul>	<ul><li>○ 対策本部長(内閣総理大臣) (第11条第1項)</li><li>○ 対策副本部長(国務大臣) (第11条第3項~第5項)</li><li>▶ 対策本部長に事故があると きは職務を代理</li><li>▶ 2人以上置くことも可能</li></ul>	○ 法令上の規定はなし

# 4. 災害時の危機管理体制

### 4-1. 危機管理機能として法令に基づき設置することとされているもの

根拠法	本部名称	設置場所	主な組織	代替規定
1	新型インフル エンザ等対策 本部(第15条 第1項)	○ 内閣総理大臣が定める(第15 条第1項) (令和2年の新型コロナウイ ルス感染症対策本部は、内閣 官房(中央合同庁舎第8号 館)に設置された)	<ul><li>○ 対策本部長(内閣総理大臣) (第16条第1項)</li><li>○ 対策副本部長(国務大臣) (第16条第3項~第5項)</li><li>▶ 対策本部長に事故があると きは職務を代理</li><li>▶ 2人以上置くことも可能</li></ul>	○ 法令上の規定はなし

<sup>※</sup> 災害対策基本法、事態対処法、新型インフルエンザ等対策特別措置法ともに、対策本部とは別に対策本部の事務の一部を行う組織として 現地対策本部を置くことができるとされている。

それぞれ、現地対策本部長は、対策副本部長又は対策本部員、その他の職員から、対策本部長が指名することとなっている。

出典:各法律、計画をもとに副首都推進局で作成

# 4. 災害時の危機管理体制

### 4-1. 危機管理機能として法令に基づき設置することとされているもの

□ 設置場所及び代替規定は、警察庁の対策本部については規定があるが、自衛隊の統合作戦司令部については規定がない。

根拠法	本部名称	設置場所	主な組織	代替規定
自衛隊法施行令	統合作戦司令部(法第21条の2第1項)	<ul><li>○ 法令上の規定はなし</li><li>○ 別途「防衛白書」において、 市ヶ谷に設置されていること が記載されている。</li></ul>	<ul> <li>○ 統合作戦司令官(陸将、海将、空将のいずれか)(法第21条の3第1項、施行令第30条の16第2項)</li> <li>○ 統合作戦副司令官(陸将、海将、空将のいずれか)(施行令第30条の17第1項)</li> <li>▶ 統合作戦司令官に事故があるとき又は統合作戦司令官が欠けたときは、統合作戦司令官の職務を行う(施行令第30条の17第2項)</li> <li>▶ 副司令官は1人(施行令第30条の17第1項)</li> </ul>	○ 法令上の規定はなし
緊急事態における 警察庁の組織に関 する訓令	対策本部(第2条)	〇 中央合同庁舎第2号館(第6 条)	<ul> <li>○ 対策本部長(警察庁長官又は、警察庁次長)(第3条第1項)</li> <li>○ 対策副本部長(警察庁次長又は警察庁主管局長)(第3条第4項)</li> <li>▶ 対策本部長に事故があるときは職務を代理(第3条第5項)</li> </ul>	<ul><li>○ さいたま新都心合同庁舎2 号館関東管区警察局庁舎 (さいたま市) (第6条第 2項)</li><li>○ 警察大学校庁舎(府中市) (第6条第2項)</li></ul>

# 5. 省庁等業務継続計画における機能別の優先順位

### 5-1. リアルタイム対応必須機能(24時間以内)

□ 省庁業務継続計画における24時間以内に対応を要する業務について、在外公館を通じた情報発信、金融機関への返済猶予要請など、 首都以外でも対応できる可能性のある業務も存在する。

分類	業務内容	
応急体制確立 総合調整	<ul><li>○ 被害状況の把握と関係省庁間の総合調整(内閣官房)</li><li>○ 日本銀行 金融政策決定会合業務 (財務省)</li><li>○ 国債の発行及び借入業務、契約事務(財務省)</li></ul>	<ul><li>○ 必要な情報通信システムの運用・維持(消防庁)</li><li>○ 災害対策における国有財産の無償貸付業務(財務省)</li><li>○ 議員・秘書等の安否確認(両議院)</li></ul>
情報発信・広報	<ul><li>○ 社会不安の解消、国民への協力等広報(内閣官房)</li><li>○ 金融の懸念払拭のため国内外へ情報発信(金融庁)</li></ul>	○ 在外公館を通じた情報発信(外務省)
インフラ ライフライン 物資対応	<ul><li>○ 電力・ガス等に関する被害状況の把握及び各事業者への復 旧対策等に関する指導(経済産業省)</li><li>○ 道路・航空・鉄道・航路の通行可否の確認(国土交通省)</li></ul>	<ul><li>○ 国防災拠点の被害状況の確認(国土交通省)</li><li>○ 海上保安庁保有船艇・航空機等の派遣(国土交通省)</li><li>○ 海洋流出油等に対する対応(国土交通省)</li></ul>
経済・金融 法令安定	<ul><li>○ 金融機関への返済猶予等の要請(金融庁)</li><li>○ 金融機関等の被災状況の把握(金融庁)</li><li>○ 国予算予備費の確保に関する調整(財務省)</li></ul>	<ul><li>○ 国民生活に必要な物資の関税・免税調整(財務省)</li><li>○ 災害復旧及び治安維持のための法令審査(内閣法制局)</li></ul>
防衛・治安維持 国民支援	<ul><li>○ 児童福祉施設等の被害状況把握(こども家庭庁)</li><li>○ 在日外交団・訪日外国賓客の安否確認(外務省)</li><li>○ 在外邦人・在留外国人の安否照会への協力(外務省)</li><li>○ 査証発給体制の確保(外務省)</li><li>○ 地震保険金が迅速に支払われるよう措置(財務省)</li></ul>	<ul><li>○ 自動車登録検査業務電子情報処理システム運用確保(国土交通省)</li><li>○ 自衛隊災害派遣(防衛省)</li><li>○ 災害時等における国防及び警備の継続(防衛省)</li><li>○ 自衛隊及び在日米軍の事件・事故対応(防衛省)</li></ul>

# 5. 省庁等業務継続計画における機能別の優先順位

### 5-2. 短期継続必要機能(72時間以内)

□ 省庁業務継続計画における72時間以内に対応を要する業務について、必要物資の緊急調達や輸出入審査、被災者への給付金支出、海外からの支援申し出への対応など、首都以外でも対応できる可能性のある業務も存在する。

分類	業務内容	
応急体制確立 総合調整	<ul><li>○ 総合調整業務の継続(内閣官房)</li><li>○ 首都圏以外の災害対応に向けた情報収集等(消防庁)</li><li>○ 緊急輸送活動、応急復旧及び後方支援活動(国土交通省)</li><li>○ 地震調査研究推進本部臨時委員会の開催(文部科学省)</li></ul>	<ul><li>○ 必要物資の緊急調達業務(防衛省)</li><li>○ 海外派遣部隊との連絡調整業務(防衛省)</li><li>○ 本会議・委員会の開会環境確保(両議院)</li></ul>
情報発信・広報	<ul><li>○ 在外公館への継続した情報提供(外務省)</li><li>○ 電気・ガス事業者の復旧見通しの明確化(経済産業省)</li></ul>	○ 電気・ガス事業者の復旧作業に係る許認可等手続の特例 措置(経済産業省)
インフラ ライフライン 物資対応	<ul><li>○ 被災した電気・ガス事業者への復旧支援(経済産業省)</li><li>○ 災害復旧工事に関する工法検討の指導(国土交通省)</li></ul>	<ul><li>○ 水道施設及び下水道施設の調査(国土交通省)</li><li>○ 緊急輸送道路の通行確保及び情報提供(国土交通省)</li></ul>
経済・金融 法令安定	<ul><li>○ 金融機関に対する継続的な被災者支援要請(金融庁)</li><li>○ 被災中小企業者等への復旧・復興対応業務(財務省)</li><li>○ 国債の発行及び借入(財務省)</li><li>○ 緊急対策のための財政措置(財務省)</li></ul>	<ul><li>○ 国債発行計画の見直し業務(財務省)</li><li>○ 緊急時のために備えた食用塩の事業者等への供給(財務省)</li><li>○ 外為法に基づく輸出入の審査業務(経済産業省)</li><li>○ 税関からの照会等対応(経済産業省)</li></ul>
防衛・治安維持 国民支援	<ul><li>○ 継続した施設被災者救援支援(こども家庭庁)</li><li>○ 被災者の生活確保等の給付金等支出業務(こども家庭庁)</li><li>○ 生活関連物資等の需給・価格動向の情報収集(消費者庁)</li><li>○ 消費生活センター等の状況確認(消費者庁)</li></ul>	<ul><li>○ 海外からの支援申し出への対応(外務省)</li><li>○ 自動車損害賠償責任保険の契約・解約(国土交通省)</li><li>○ 自動車の検査に関する業務(国土交通省)</li><li>○ 消費生活相談体制の継続性確保に向けた対応(消費者庁)</li></ul>

出典:各省庁等業務継続計画をもとに副首都推進局で作成